

熊本産業展示場
指定管理者募集要項

令和7年（2025年）10月

熊本県商工労働部食のみやこ推進局

販路拡大ビジネス課

熊本産業展示場指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部改正（同年 9 月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本産業展示場」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、熊本産業展示場条例（平成 8 年熊本県条例第 65 号）第 11 条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 3 条の規定に基づき、熊本産業展示場の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

熊本産業展示場

(2) 所在地

上益城郡益城町福富 1010

(3) 施設の設置目的、役割等

熊本産業展示場（以下「産業展示場」という。）は約 10,000 人と県内随一の集客規模を誇る展示ホールその他、多目的ホール、大、中会議室と約 2,200 台の駐車場を擁する総合展示場として、見本市、展示会のみならず会議、レセプション、コンサート等に利用されています。今後、こうした施設の特徴を活かし、本県の産業振興及び県民の文化の向上を目的に展示会等を開催することを基本方針とします。

(4) 施設の沿革

平成 10 年 3 月 26 日開館

(5) 施設内容、規模等

別添「熊本産業展示場管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(6) 現在の管理運営体制

現在の指定管理者…熊本産業文化振興株式会社

(7) 施設の利用実績

施設概要書のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

産業展示場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って管理を行うこと。

- (1) 熊本県の産業の振興及び県民の文化の向上に資するよう運営を行うこと。
- (2) 個人情報保護法、熊本県個人情報保護条例等関係規定を遵守し、個人情報の保護の徹底を図ること。
- (3) 効率的かつ効果的な運営を行い、管理運営に反映させること。

- (4) 利用者の増加を図るとともに、利用者及び来場者の利便性の向上に努めること。
- (5) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

- (1) 休館日 産業展示場は、無休とします。
- (2) 開館時間 産業展示場の開館時間は、午前9時から午後9時までとします。
- (3) 休館日の設定、開館時間の設定、変更について

指定管理者が必要があると認めるときで、かつ、あらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を新たに定め、又は開館時間を変更することができます。

(現行では、現在の指定管理者が県の承認を受け、月に1日程度休館日を設け、施設の点検日としています。)

(4) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ①熊本産業展示場条例、同施行規則
- ②地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、熊本県個人情報保護条例第13条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に対応する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。
- ・ また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

(5) 施設の設備及び物品の維持管理

施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、仕様書による他、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 見本市、展示会及び会議のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供及び施設等の使用許可に関する業務
- (2) 産業の振興及び県民の文化の向上を図ることを目的とした催事の開催等に関する業務
- (3) 産業展示場の運営に関する業務

- (4) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他、産業展示場の管理運営上必要と認める業務
- (6) その他、別紙仕様書に定めるとおり

5 指定の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定を取り消すことがあります。

6 利用料金制の採用

利用料金収入については、指定管理者の収入とします。

7 管理に要する経費及び納付金について

産業展示場の管理に要する経費は、利用料金収入、レストラン等の運営収入によって賄うこととします。

また、産業展示場の指定管理者となったときは、将来の施設の維持管理等を目的に、令和10年度を除き年間最低36,000千円以上の金額を納付金として、指定管理者としての期間中、毎年度、県に納付して頂くこととします。

納付額は、年間最低36,000千円以上の額で、「熊本産業展示場指定管理者事業計画書」(別添)で御提案していただく額とし、毎年度同額を納付して頂きます。

なお、年間36,000千円を下回る額で御提案された場合は、第一次審査で失格となりますのでご注意ください。

納付金額の算定に当たっては、リスク分担表のリスク等を勘案のうえ、慎重に積算し提案してください。なお、利用料金収入等の算定に当たっては、施設大規模改修工事のため令和10年度に9ヵ月間程の全館休館を予定していますので、当該期間中の減収に関しても考慮のうえ、積算してください。

また令和10年度は、県が委託料を支払うこととし、その額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から令和10年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格(令和10年度) 162,802千円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、御注意ください。

8 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。

- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。
 - ①代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - ②申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ③「9 提出書類」の(3)～(8)並びに(9)のハについては、参加者それぞれについて提出すること。
 - ④一申請者一提案
申請については一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。
また、代表団体は「8 参加資格」(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことが必要です。

9 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
- (2) 熊本産業展示場指定管理者事業計画書（事業計画書）（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類（ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては今年度の収支決算見込書及び直近の合計残高試算表）
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類
（ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては過去の決算期における事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては今年度の事業計画書）
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

(8) 納税証明書

- イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- ロ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

(9) その他知事が必要と認める書類

- イ 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- ロ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- ハ 指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき県が実施する、暴力団との関係の確認に関する申立書

※提出書類は正本1部、副本10部を、(1)から(9)の順に、それぞれA4版のフラットファイルに綴り作成して下さい。副本については写しで構いません。

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年(2025年)10月10日(金)から10月17日(金)まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙様式3)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出して下さい。(これ以外の方法による質問はできません。)
- (3) 回答方法 質問のあった事項については、随時ホームページに掲載する等の方法により回答します。
なお、質問を受け付けてから回答をホームページに掲載するまでには日数がかかることがありますので、ご了承下さい。

11 現地説明会の実施

募集に関する現地説明会を、次により開催します。申請を予定している団体は原則としてご出席いただきますようお願いいたします。なお、現地説明会の出席に当たっては、現地説明会参加申込書(別紙様式4)を、令和7年(2025年)10月15日(水)午後5時までにFAX又は電子メールにより提出して下さい。

- (1) 開催日時 令和7年(2025年)10月16日(木)午前10時から2時間程度
- (2) 開催場所 熊本産業展示場

12 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課
(県庁本館9階)
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
電話 096-333-2395(直通)
ファックス 096-385-8555
- (2) 提出期間 令和7年(2025年)10月30日(木)から令和7年(2025年)11月10日(月)

までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。

なお、審査の都合上、申請を予定している団体は、申請書の提出に先立ち、令和7年（2025年）10月30日（木）までに申立書（別添）を郵送にてご提出ください。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

13 選定方法

（1）指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。

なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

（2）審査基準と配点

募集方針で定めた審査基準

審査基準及び審査内容		配点
	事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保 ※選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。	適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 将来の施設の維持管理を目的とした県への納付額 イ 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設の運営実績	35
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 ア 県内産業の振興への貢献	10
合 計		100

◎「将来の施設の維持管理を目的とした県への納付額」の採点について

応募者から納付を提案された額（提案価格）は、「経費の縮減」（将来の施設の維持管理を目的とした県への納付額）の項で採点を行います。

採点基準（配点 8 点）

提案価格の得点 = $(1 - \text{最低制限価格 } 36,000,000 \text{ 円} \div \text{当該申請者の提案価格 (円)}) \times 8$

◎「収支計画の内容等（基準価格設定に基づく価格の提案）」の採点について

応募者から提案された額（提案価格）は、「経費の縮減」（収支計画の内容等）の項で採点を行います。

採点基準（配点 2 点）

提案価格の得点 = $(162,802,000 \text{ 円} - (\text{当該申請者の提案価格 (円)} - \text{申請のうち、最低の提案価格})) \div 162,802,000 \text{ 円} \times 2$

14 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

15 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき
- (5) その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき

16 選考委員会

令和 7 年(2025 年)11 月 12 日(水)に実施します。(予定)

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

日時、場所については後日連絡します。

17 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は令和 7 年(2025 年)12 月熊本県議会の議決を経て指定される予定です。
- (2) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、

令和 10 年度の予算額の範囲以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 業務の引継等

令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日からの管理運営が円滑に開始できるよう、業務の開始前に、現在の指定管理者と必要な業務の引継を十分に行って下さい。また、指定管理者が指定期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者又は県に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継に全面的に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。なお、引継に要する費用は原則として現指定管理者の負担とします。

20 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

21 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
- (3) 県は、当該施設を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号) 第 148 条に定める避難施設として指定しています。(ただし、事務所、倉庫、機械室、レストランを除きます。) 武力攻撃や大規模テロが生じた際には当該施設を避難施設として使用することがあります。
なお、協定書締結の際、施設管理者として避難施設の指定についての同意書を提出することが必要です。
- (4) 県は、当該施設を「熊本県地域防災計画において、広域防災活動拠点として指定しています。広域災害発生時には、迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、広域防災活動拠点である支援物資の集積拠点等としての利用を優先することとします。

22 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書(別記様式)
- (2) 熊本産業展示場指定管理者事業計画書(別紙様式 1)

- (3) 熊本産業展示場管理業務の収支予算書（別紙様式2）
- (4) 質問書（別紙様式3）
- (5) 現地説明会参加申込書（別紙様式4）
- (6) 熊本産業展示場施設概要書
- (7) 熊本産業展示場管理業務仕様書
- (8) 熊本産業展示場の管理運営に関する協定書（案）

23 決定までのスケジュール

- (1) 指定管理者の募集期間
 - ①募集要項の配布 令和7年10月10日（金）から令和7年11月10日（月）
 - ②現地説明会 令和7年10月16日（木）10時から
 - ③応募書類の受付 令和7年10月30日（月）から令和7年11月10日（月）
- (2) 一次審査 応募書類の受付後随時
- (3) 選考委員会開催 令和7年11月12日（水）【予定】
- (4) 指定管理候補者決定 令和7年11月
- (5) 議会の議決 令和7年12月頃
- (6) 指定管理者の指定及び告示 令和8年2月頃
- (7) 指定管理者業務の開始 令和8年4月1日

問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県 商工労働部 食のみやこ推進局
販路拡大ビジネス課 担当：守谷、亀田
電 話 096-333-2395
FAX 096-385-8555
メール kameda-h@pref.kumamoto.lg.jp